

沖縄県サービス付き高齢者向け住宅の定期報告及び立入検査実施要領

平成26年3月24日

令和3年3月4日

住宅課長

高齢者福祉介護課長 決裁

(目的)

第1条 この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条の規定により、沖縄県内（那覇市の区域を除く）のサービス付き高齢者向け住宅に対する定期報告及び立入検査を実施するにあたり必要な事項を定める。

(定期報告の実施方法)

第2条 登録事業者又は管理等受託者は、毎年7月1日現在の登録の状況をサービス付き高齢者向け住宅事業定期報告書（要領様式第1号）に必要書類を添付し、同年7月末日までに知事あて報告（以下「定期報告」という。）するものとする。

(立入検査の実施方法)

第3条 立入検査の対象となるサービス付き高齢者向け住宅は、原則として次のとおりとする。

- (1) 前条の定期報告において、報告された内容に疑義があるもの
 - (2) その他、サービス付き高齢者向け住宅の適正な管理を行うために必要と認められるもの
- 2 立入検査の実施にあたっては、登録事業者又は管理等受託者に対して、当該立入検査の実施までに、サービス付き高齢者向け住宅への立入検査実施通知書（要領様式第2号）により通知を行う。
- 3 立入検査は、各所属長の指示を受けた住宅課及び高齢者福祉介護課職員（以下「検査員」という。）が、それぞれの所管業務を分担して検査を実施する。

(立入検査の留意事項)

第4条 検査員は、立入検査の実施に際して、次の事項に留意しなければならない。

- (1) サービス付き高齢者向け住宅への立入検査は、入居者の日常生活に支障がないよう留意するとともに、登録住宅職員の正常な業務を妨げないよう努めること
- (2) 登録住宅の事業者又は管理等住宅者は、入居者に対しあらかじめ立入検査の趣旨を説明する等、立入検査への理解と協力が得られるよう努めること

(報告)

第5条 検査員は、立入検査を実施したときは、速やかにサービス付き高齢者向け住宅事業立入検査実施復命書（要領様式第3号）により、各所属長に報告する。

(結果の通知等)

第6条 知事は、定期報告又は立入検査の結果、是正又はその他措置を講ずるべき内容があった場合は、沖縄県サービス付き高齢者向け住宅登録申請に係る事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第17条第1項の規定を準用し、登録事業者に通知する。

2 登録事業者は、前項の求めに応じ、是正又はその他措置を講ずるときは、要綱第17条第2項の規定を準用し、知事に提出しなければならない。

3 登録事業者は、前項の規定による是正等が完了したときは、要綱第17条第3項の規定を準用し、速やかに知事に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるものの他、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要領については、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領については、令和3年3月4日から施行する。